

日本労働年鑑 第52集 1982年版  
The Labour Year Book of Japan 1982

第二部 労働運動

XI 農民運動

1 農業情勢と農民運動の動向

1 農業情勢と農政の動向

農産物過剰と農業経済の悪化

一九八〇年から八一年にかけての日本経済の対外関係は、なによりも集中豪雨的な工業製品の輸出に象徴され、スタグフレーションに悩む世界の主要資本主義国との貿易摩擦問題を激化させた。欧米諸国の新聞論調は連日、日本にたいして工業製品輸出の自粛を求める一方、農産物輸入自由化を求めた。また、日米安保協議のなかでアメリカから軍事力の増強を要請され、鈴木内閣はそれを集団安全保障の一環として果たそうとしつつある。このたびの第二次行政改革のなかで防衛費のみが聖域扱いを受けているのもそのあらわれである。以下は、この間の日本農業の情勢の特徴である。

第一に、各種農産物の過剰生産のつづくなかで、さらに追い打ちをかけるように農産物の自由化要求が対外的にも増大したことである。米・果実・乳製品・葉たばこ・温州みかん・鶏卵・繭糸など主要農産物はほとんど過剰状態にある。日米農産物貿易交渉をはじめニュージーランドやEC諸国から、自由化要求がつづいている。

第二に、農産物輸入を促進する対内的要因が強化された。すなわち、財界・労働界こぞって「過保護農政」批判を展開、食管法の抜本的改変を要求し安上がり農政を提言したことである。日本経済調査会の提示「食管制度の抜本的改正」(八〇年九月三日)いらい、食管法の改変の動きはもりあがり、総評・同盟・中立労連・新産別の「食管制度全般の見直し」提言(八〇年十一月二六日)、経団連の過保護農政批判と食管法の抜本的改変要求(八一年二月一〇日)、ついで八一年三月一六日の第二次臨調発足を契機に農業保護政策批判は最高潮に達した。

食管法の一部改正案は八一年六月五日、参議院で可決成立したが、今回の改変は形式的には現状追認的改変にとどまったものの、自主流通米制度と買い入れ制限を法律によって公認したことの意義は大きい。

第三に、八〇年度の農業経済は、過剰生産による農畜産物価格の低迷にくわえて、冷害・風水害および生産資材価格の高騰によって大きな打撃を受けた。すなわち農水省統計情報部の「昭和五五年度の農家経済」(概算[六月三〇日発表])によれば農業所得は昨年度にひきつづき前年度比一六%も減少した。これは戦後最大の低下であった。農業粗収益のうち稲作は前年比約一五%低下、養蚕・果樹・工芸農作物もマイナスとなった。他方、農業経営費はほとんど二ケタの上昇を示した。この結果、農家所得の農業依存度は前年度の二六%からさらに低下し二一%となった。農外労賃水準の停滞するなかで、農外所得に依存しかろうじて農家経済を維持する傾向が強まった。この

点、同じ農水省の農村物価指数速報をみても、八〇年度の農業生産資材価格指数は前年度に比べ二%に上昇、これにたいし農産物価格総合指数は三・七%程度の上昇にすぎず、農業の交易条件は前年度よりさらに悪化した。

## 農政審の答申と減反政策の推進

農政審議会は八〇年一〇月三十一日、「農産物の需要と生産の長期見通し」と「八〇年代の農政の基本方向」を政府に答申した。それによると一九九〇年を目標年次とした農産物の総合自給率は現在の七四%とほぼ同じであるが、穀物自給率は現在の三四%から三〇%に低下すると予想している。

また、農政の基本方向についてみると、第一に「農業生産の展開方向」として需要の動向に応じた農業生産の再編成と生産性の向上を強調、米の減反政策、生乳・豚肉の生産調整を推進する一方、小麦や大豆などを転作作物として定着させること、また食糧制度については需給事情に応じて対応しうるような法改変の必要性を提言している。第二に需給調整機能を重視した農業の再編成を促進し、中核農家を中心とした構造政策を展開することにより農業生産性の向上を実現するという。なお、農業構造高度化への道は借地農方式による規模拡大によるものとし、地価高騰についての政策は黙認される。また、中核農家の育成により農産物価格の低下は可能になると見ている。第三に「日本型食生活」の形成と定着が強調されるとともに、食糧の安全保障として農畜産物の輸入の安定化と備蓄政策が農地確保政策とともに重視されている。

この農政審の答申については、外国食糧依存型農政であるとか三割農政であるという批判がみられ、大企業優先の安上がり農政にすぎないといった反論があり、また借地方式の限界によりその実現性に疑問が出されている。いずれにせよ八〇年から八一年にかけての食糧法改変、農産物価格抑制策、臨時行政改革にもとづく安上がり農政への指向は、この農政審答申と基本的に一致している。

従来の総合農政としてすすめられている一九八一年から三年間にわたる水田利用再編第二期対策が八〇年一月二五日、農水省によって公表された。それによると第二期の転作目標は第一期のそれを二六・五%上回る六七万七〇〇〇haに、事前売り渡し申し込み限度数量は六・八%減の七三五万トンとされた。八一年度は前年の農業災害により、これよりわずか緩和措置が認められてはいるが、減反政策が強化されたことは確実である。

最後に、第九四回国会に提出された政府の「昭和五六年度において講じようとする農業施策」の重点項目をかかげておく。すなわち、(1)地域の実態に即した構造政策の推進と農業生産の再編成、(2)需要の動向に即応した農業生産の振興、(3)農業生産基盤の整備、(4)住みよい農村の建設と農業者の福祉の向上、(5)農産物の価格安定、(6)流通加工の合理化、消費者対策の充実と農産物の消費拡大、(7)技術の開発と普及事業の拡充、(8)食糧の安全保障の確保と国際協力の推進、(9)省エネルギー・省資源、石油代替エネルギーの開発、(10)災害、公害対策の推進、(10)その他農政の推進に必要な措置、の一一項目である。

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

